

UQ Wi-Fi 3時間プラン利用規約

第9版

平成26年9月17日

UQコミュニケーションズ株式会社

(規約の適用)

第1条 当社は、このUQ Wi-Fi 3時間プラン利用規約（以下「本規約」といいます。）により本サービスを提供します。

(規約の変更)

第2条 当社は、本規約を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の規約によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

(規約の掲示)

第3条 当社は、本規約（変更があった場合は変更後の規約）を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第4条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備
8 Wi-Fi基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の20に定める条件に適合するもの
9 Wi-Fi機器	Wi-Fi基地局設備と通信する機能を有する無線機器
10 本サービス	当社がWi-Fi基地局設備と契約者が指定するWi-Fi機器との間に電気通信回線を設定して提供する電気通信サービスであって、インターネットとの間の通信を可能とするもの
11 Wi-Fi回線	Wi-Fi基地局設備と契約者が指定するWi-Fi機器との間に設定される電気通信回線
12 サービス取扱所	当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所

13 本契約	本規約に基づき当社から本サービスの提供を受けるための契約
14 契約者	当社と本契約を締結している者
15 Wi-Fi 認証ID	契約者を一意に識別するための英字、数字及び記号の組み合わせ
16 Wi-Fi パスワード	当社がWi-Fi 認証IDと組み合わせてその契約者を認証するための英字及び数字の組み合わせ
17 Wi-Fi 認証情報	Wi-Fi 認証ID及びWi-Fi パスワード
18 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（本契約の単位）

第5条 当社は、1の申込みごとに1の本契約を締結します。この場合、契約者は、1の本契約につき1人に限ります。

（本契約申込みの方法）

第6条 本契約の申込みをするときは、当社が別に定めるウェブページを通じて、当社が定める契約事項を本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信していただきます。

（本契約申込みの承諾）

第7条 当社は、本契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 本契約の申込みをした者が、当社と契約を締結している又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 本契約の申込みをした者が他の電気通信事業者と契約を締結していた電気通信サービスに係る債務の支払いを怠っている旨の情報を当社が確認したとき。
 - (3) 前条に基づき送信された契約事項に不備があるとき。
 - (4) 本契約の申込みをした者が、第17条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 本契約の申込みをした者が、当社と契約を締結している又は締結していた他の電気通信サービスに係る利用停止の要件に該当し、その電気通信サービスの利用を停止されたことがある又はその電気通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (6) 本契約の申込みをした者が本規約の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

（契約者連絡先の変更の届出）

第8条 契約者は、契約者連絡先（契約申込みの際に登録したメールアドレスその他の連絡先の情報をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により届け出させていただきます。

- 2 契約者は、前項の届出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の契約者連絡先に宛てて電子メール等を送付したときは、その電子メール等が不到達であっても、通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。
- 3 契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて電子メール等を送付した場合についても、前項と同様とします。
- 4 前2項の場合において、当社は、その電子メール等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 5 当社は、契約者連絡先が事実と反しているものと判断したときは、本規約の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(本契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第9条 契約者が本契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者の地位の承継)

第10条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、本契約は終了するものとします。

(当社が行う本契約の解除)

- 第11条 当社は、第17条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その本契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第17条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。
 - 3 当社は、前2項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(本契約の終了)

- 第12条 本契約は、契約者が初回の通信に係る認証を許可した時刻から起算して3時間が経過したときは、その経過した時刻をもって終了するものとします。
- 2 本契約は、契約者からの申出により解除することができません。

(本契約の有効期間)

第13条 本契約の有効期間は、本契約の申込みに際して当社がウェブページ上に掲示した期間とし、契約者は、あらかじめそのことに同意の上で本契約を申し込んでいただきます。

(認証情報の管理)

第14条 契約者は、Wi-Fi認証情報について、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その不正使用が想定される事態を認識したときは、そのことを速やかに本サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。

(Wi-Fi機器に異常がある場合等の検査)

第15条 当社は、Wi-Fi回線に接続されているWi-Fi機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、そのWi-Fi機器の接続が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

ます。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 3 契約者は、第1項の検査を行った結果、Wi-Fi機器が技術基準に適合していると認められないときは、そのWi-Fi機器の使用を取り止めていただきます。

(利用中止)

第16条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第19条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) Wi-Fi認証情報の漏えいが想定される事態を発見したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをその契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第17条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 本契約の申込みに当たって事実と反する事項を申告したことが判明したとき。
 - (2) 第8条（契約者連絡先の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (3) 契約者が本サービス又は当社と契約を締結している他の電気通信サービスの利用において利用に係る契約者の義務の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (4) 第15条（Wi-Fi機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(通信条件)

第18条 当社は、本サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

- 2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、Wi-Fi基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 3 本サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
- ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。
- 4 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 5 契約者は、同時に2以上のWi-Fi機器にWi-Fi回線を設定して通信を行うことはできません。
- 6 当社は、SSID及びWEPキーを利用してセキュリティを確保します。
- ただし、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。

- 7 当社は、当社が別に定めるソフトウェア又は通信プロトコルに係る通信等を制限する措置を執ることがあります。
- 8 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

(通信利用の制限)

第19条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

(サービス利用料の支払義務)

第20条 契約者は、本契約の申込みをし、その承諾を受けたときは、下表に定めるサービス利用料の額に消費税相当額を加算した額の支払いを要します。

区 分	料金額 (税抜)
サービス利用料	1 契約ごとに 1 4 3 円

- 2 当社は、本サービスの利用開始前に本契約が終了した場合又は本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、そのサービス利用料の減免又は返還に応じないものとします。

(債権譲渡)

第21条 契約者は、本契約に基づき生じたすべての債権について、当社が株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスに譲渡することを承諾していただきます。

- 2 前項の譲渡に関して、契約者は、契約者連絡先その他債権の回収に必要な情報を当社が株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスに提供することについて、あらかじめ同意していただきます。
- 3 第1項の場合において、当社及び株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスは、契約者への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略するものとします。
- 4 契約者は、第1項により譲渡した債権の支払いについては、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが指定するクレジットカードにより行っていただきます。

(割増金)

第22条 契約者は、サービス利用料の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(当社の維持責任)

第23条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

(契約者の維持責任)

第24条 契約者は、Wi-Fi機器を技術基準に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、Wi-Fi機器を無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第25条 契約者は、Wi-Fi機器がWi-Fi回線に接続されている場合であって、Wi-Fi回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、そのWi-Fi機器に故障のないことを確認のうえ、当社に対し、当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第26条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、契約期間内の修理又は復旧を保証するものではありません。

(免責)

第27条 当社は、本契約に基づき本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、その損害を賠償しません。

2 当社は、インターネットの利用により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

(承諾の限界)

第28条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(利用に係る契約者の義務)

第29条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) Wi-Fi機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はWi-Fi機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様で本サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、当社が別に定めるUQ通信サービス契約約款に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(4) 位置情報(Wi-Fi機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。)を取得することができるWi-Fi機器をWi-Fi回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(契約者に係る情報の利用)

第30条 当社は、契約者に係る氏名、名称又はメールアドレス等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款

等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(検査等のためのWi-Fi機器の持込み)

第31条 契約者は、次の場合には、そのWi-Fi機器を、当社が指定した期日に当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

- (1) 第15条(Wi-Fi機器に異常がある場合等の検査)の規定に基づくWi-Fi機器の検査を受けるとき。
- (2) その他当社が必要と認めるとき。

(合意管轄裁判所)

第32条 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第33条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

附 則 (11-UQ 事企-007号)

本規約は、平成23年12月20日から実施します。

附 則 (11-UQ 事企-009号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年4月12日午前5時から実施します。
(本契約の終了)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している本契約については、この改正規定にかかわらず、平成24年5月31日をもって終了するものとします。この場合において、当社は、その終了に伴い生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、前項の定めにより本契約が終了した場合であっても、そのサービス利用料の返還には応じないものとします。

附 則 (12-UQ 事企-013号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年9月4日午前10時から実施します。
(本契約の終了)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している本契約については、この改正規定にかかわらず、平成24年9月30日をもって終了するものとします。この場合において、当社は、その終了に伴い生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、前項の定めにより本契約が終了した場合であっても、そのサービス利用料の返還には応じないものとします。

附 則 (13-UQ 事企-001号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年1月21日午前12時から実施します。
(本契約の終了)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している本契約については、この改正規定にかかわらず、平成25年1月31日をもって終了するものとします。この場合において、当社は、その終了に伴い生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、前項の定めにより本契約が終了した場合であっても、そのサービス利用料の返還には応じないものとします。

附 則 (13-UQ 事企-005号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年5月8日午前12時から実施します。
(本契約の終了)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している本契約については、この改正規定にかかわらず、平成25年5月31日をもって終了するものとします。この場合において、当社は、その終了に伴い生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、前項の定めにより本契約が終了した場合であっても、そのサービス利用料の返還には応じないものとします。

附 則 (13-UQ 事企-011号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成25年9月12日午前12時から実施します。
(本契約の終了)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している本契約については、この改正規定にかかわらず、平成25年9月30日をもって終了するものとします。この場合において、当社は、その終了に伴い生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、前項の定めにより本契約が終了した場合であっても、そのサービス利用料の返還には応じないものとします。

附 則 (13-UQ 事企-016号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年1月23日午前12時から実施します。
(本契約の終了)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している本契約については、この改正規定にかかわらず、平成26年1月31日をもって終了するものとします。この場合において、当社は、その終了に伴い生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、前項の定めにより本契約が終了した場合であっても、そのサービス利用料の返還には応じないものとします。

附 則 (14-UQ 事企-006号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年5月15日午前12時から実施します。
(本契約の終了)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している本契約については、この改正規定にかかわらず、平成26年5月31日をもって終了するものとします。この場合において、当社は、その終了に伴い生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社は、前項の定めにより本契約が終了した場合であっても、そのサービス利用料の返還には応じないものとします。

附 則 (14-UQ 事企-011号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年9月17日午前12時から実施します。

(本契約の終了)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している本契約については、この改正規定にかかわらず、平成26年9月30日をもって終了するものとします。この場合において、当社は、その終了に伴い生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

3 当社は、前項の定めにより本契約が終了した場合であっても、そのサービス利用料の返還には応じないものとします。